

日本における市民参加促進のための一考察

— 地域活字メディアの果たす役割に着目して —

木舟 辰平

KIFUNE shinpei

1. はじめに

政治学者の丸山眞男は、民主主義は不断の民主化によって辛うじて民主主義でありうると論じた。いわゆる「民主主義の永久革命」論である。1946年の日本国憲法の制定によって、法的には日本国の主権者は天皇から国民に移った。それから60年以上の時が流れた。果たして今、日本国民は「主権者」であるといえるだろうか。数年に一度の選挙の時にだけ存在感を発揮する「有権者」にとどまっているのではないか。

日本人のなかで政治への不信感が広がっている。民主党への政権交代は期待外れに終わり、いわゆる2大政党がいずれも国民から懐疑の目を向けられた状況にある。一方で、政治が対応すべき問題は山積している。教育、就職、子育て、介護、年金など、人生の様々な局面における既存の制度が時代の変化に対応できていない。政治が有効な手立てを講じられないまま、時間だけが過ぎている。

それに対し政治家や政党の悪口を言っているだけでは、おそらく何も変わらない。現在の政治の機能不全は、個々の政治家や政党の能力や姿勢に還元できるものではなく、公的な意思決定の仕組みそのものに問題があると考えられるからだ。民主主義の新たな仕組みを考案することが、21世紀の日本にとって極めて重要な課題といえるだろう。それはおそらく、名実ともに「主権者」であることを人々に求めるものになる。人々はより主体的に政治に参加する必要がある。

本稿では、現在の日本で市民参加が推進されるための具体的な方策を示すことを目指す。そのためにまず戦後の市民参加の特徴を分析し、市民概念の検討を経て、ドイツの社会学者ハーバーマスが提示した公共圏の概念に着目する。日本の歴史的文脈に合わせるかたちで公共圏が生成されることで、市民参加が促進されると考える。具体的には、公共圏が生成されるための必要条件のひとつであるメディアの存在に焦点を当てる。

2. 戦後の市民参加形態の特徴と限界

(1) 55年体制下の市民参加形態

まず市民参加という用語について、本稿における定義を示そう。政治学者で現在は熊本県知事の職にある蒲島郁夫は1980年代に日本人の政治参加の量や質に関する実証研究を行っている。蒲島は同研究において「政治参加」という用語を用いており、その最も一般的な定義として「政府の政策決定に影響を与えるべく意図された一般市民の活動」をあげている。これを本稿での市民参加の定義として採用する。

蒲島は、性別、年齢、学歴、所得、職業、移住地域といった個人の社会的属性が、人々の市民参加の程度にどのような影響を与えているかを調べた。その結果、国際比較研究によって一般化された世界的な傾向と比べた時の日本独特の市民参加の特徴として次の3点を導き出した。

- ①国際的には教育のレベルと市民参加には正の相関関係があるのに対し、日本では両者の間に負の相関関係がある。日本では学歴が低い人ほど、市民参加の程度は高い。
- ②国際的には社会的地位の高い職業の人ほど市民参加度は高いのに対し、日本では農林漁業、商工自営業、管理職の市民参加度が他の職業よりも高く、給料取得者の市民参加度は低い。
- ③国際的には都市部の住民の方が農村部の住民よりも市民参加の度合いが高いが、日本では逆に、農村部の住民の方が市民参加の度合いが高い。

個人的な属性と市民参加の傾向との関係が他の国々と比べて日本が特殊であることは、他の研究者によっても指摘されている。例えば、平野浩は欧米諸国では一般的に階級や階層という属性によって投票行動を説明できるが戦後の日本には同じ法則は当てはまらないこと、日本の有権者の社会的属性の中で「職業」は支持政党や投票政党と特に明確な関連を示しているが、その職業が階層とは結びついていないことを指摘している。

蒲島や平野の研究結果は、戦後日本の市民参加の形態が世界のなかで特殊であることを示している。その要因は何だろうか。

戦後の日本の政治状況自体がそもそも、他の民主主義国と比べた時に特殊な面を持っていた。自民党が半世紀近くにわたって実質的に唯一の政権担当能力を持った政党として政権与党の座にあり続けたことだ。どちらが原因でどちらが結果かはさておき、自民党長期政権という特殊状況と日本独特の市民参加の間には相関関係があるのではないか。

小沢隆一によれば「高度成長期以降に確立する企業とりわけ大企業による職場での従業員としての労働者に対する社会的支配（企業社会的支配）と、自民党による地域住民や業者層をクライアントとする個別的で閉鎖的な利益誘導型の政治支配との合体」が人々の投票行動を大きく規定した。また、平野は戦後の自民党政権を支えた支持層を「55年連合」と呼ぶ。それは階級的あるいは階層的な観点からは同一の範疇には収

まらない2つのグループで構成されている。第一次産業従事者や中小自営業者という再分配依存セクターと、より市場志向の大企業管理職だ。

つまり、次のように言えるのではないか。世界的に見れば市民参加の度合いが低く、経済成長の恩恵から排除されることが多い農村部の住民が日本では参加に積極的だったのは、自民党の有力な支持者だったからだ。彼らは、農協、漁協など自民党の伝統的な支持団体を通して政治に参加した。

都市部の住民は本来、このような自民党政治に反発しても不思議ではなかった。実際、海外の多くの国では都市部の住民と農村部の住民は政治的に対立している。経済成長が所得の平等ではなく格差の拡大につながり、政治が不安定化する要因となっている。それに対して日本の都市部の住民は農村部の住民に比べて市民参加の程度が低く、農村部に比較的重点的に再配分の果実がまわされることに寛大だった。

なぜだろうか。都市部には農村のような共同体は生まれなかったが、会社組織が伝統的な地縁共同体に代替した。そのメンバーは成人男性にほぼ限られたが、会社は彼らにとって共同体の役割を果たした。会社は従業員に対して、結婚し子供を持つのに十分な賃金を与えた。そのことが地縁共同体による相互扶助機能の欠如を埋め合わせた。

ようするに、農村部でも都市部でも人々は、自分の所属する団体・組織を通じて政治に参加していたのだ。都市部でも企業の経営層は自民党支持だった。また、労働組合は社会党や民社党を支持したが、それら野党は自民党に替わって政権党になる実力も意思もなく、自民党と折衝することで彼らの主張が部分的に取り入れられることを目指した。そもそも、両者の支持母体である経営層と労働組合も多くの場合、協調路線を取っていた。55年体制下の野党は談合的な共犯関係で自民党長期政権を支えてきたといえる。

これらの先行研究から、戦後日本の市民参加のあり方が見えてくる。戦後長きにわたる自民党の長期政権を支えたのは、農村部、都市部それぞれの利益集団だった。人々はそれら共同体的な利益団体を通して政治に参加した。これが「55年連合」の実態だった。

蒲島も、日本において市民参加と強い相関関係がある人々の属性として組織加入の有無をあげている。このような戦後日本の代議制民主主義のあり方は、「利益の民主主義」と呼ばれている。無論この「利益の民主主義」という政治構造は、戦後日本独特のものではない。程度の差こそあれ、どの民主主義国でも見られるものだ。ただ、高島通敏によれば、地方自治体が利益団体のひとつに含まれていることは日本の政治の特質だという。

選挙で選ばれた地方自治体の首長や議員は、中央の自民党政権に働きかけて地元への利益誘導を働きかけた。それはまさしく彼らを選んだ利益団体の要望だった。人々は所属する利益団体の指定する候補者に投票し、あるいはその候補者の選挙運動を手助けするという市民参加によって、その見返りを得ることができた。

このような構図が成り立っている以上は、人々は自治体政治に関心を持ち参加するだろう。このような市民参加形態を、本稿では「動員・陳情型」参加と呼ぶ。

(2) 「自治・対話型」参加へ

念のために書き加えておけば、本稿では「動員・陳情型」参加を否定的な意味合いで捉えているわけではない。55年体制下の自民党政治は、高度経済成長を実現し、「一億総中流」と呼ばれる豊かで安定した国を戦後の一時期、実現した。利益団体の動員で市民参加した人々も、嫌々ではなく、見返りを得るために主体的に参加した側面があっただろう。

問題は、この参加形態がもはや有効ではないことだ。経済成長によって得られた富の恩恵を国民各層に分配できることが、「動員・陳情型」参加によって期待通りの見返りを得られるための要件だったからだ。だが、その時代は遅くとも90年代半ばには終わったと考えられる。日本の実質GDPは65年の約100兆円から95年に約500兆円になるまで右肩上がりに増え続けたが、その後伸びは鈍化し、近年はほぼ横ばい状態で推移している。

右肩上がりの経済成長がもはや期待できない現在、「動員・陳情型」参加を再び機能させることは、好ましいかどうかは別として、現実的ではないだろう。では、これからの日本社会のなかで、どのような市民参加形態が有効だろうか。私たちは新たな政治のあり方を見つけなければいけない。

このような時代に有効な市民参加形態は第一に、住民一人一人がより主体的に参加するものになるのではないか。いわば人々は「『公』の単なるユーザーでなく、クリエイターとなること」(岩崎美紀子)が求められる。なぜなら、役所に対して何か要望を出そうと考えても、まず住民の間で何が彼らの要望なのか意思統一を図る必要があるからだ。道路の整備なのか、福祉の充実なのか、環境対策なのか、限られたパイの使い道を考えなければならない。また、各自治体の厳しい財政状況を考えれば、何でもかんでも行政に頼るのでなく住民同士の連携で解決できる問題は自分たちで取り組むべきでもある。

つまり、投票や選挙運動といった比較的軽い参加手法ではなく、より深く自治体政治に関与することが必要になる。本稿ではそのような市民参加形態を、55年体制下の「動員・陳情型」参加と対比するかたちで、「自治・対話型」参加と呼びたい。

では、どうすれば「自治・対話型」参加は促進されるだろうか。「市民」という用語の意味に改めて焦点を当てることで考えていきたい。

3. 市民とは誰か

(1) 規範概念としての市民

「自治・対話型」参加という用語は新たに作ったものだが、こういった考え自体は実は目新しいわけではない。同様の問題意識は、多くの識者によってすでに共有されている。「自治・対話型」参加に加わる人々を「市民」とし、人々はいかに「市民」になりうるかという問いの立て方をすれば、そうした議論はこれまでも数多くある。その代表的な論者に松下圭一がいる。松下は市民を「自由・平等という生活感覚、自治・共和という政治文脈についての規範意識をもつ人々」と定義している。

市民については「自律した人間同士がお互いに自由・平等・公正な関係に立って公共社会を構成し、自治をその社会の運営の基本とすることを目指す自発的人間型」(山口定)、「パブリック・オピニオンを立ち上げらせようとしてともに動こうとする『志』をもつひとびと、行政をはじめとする社会運営にあるていどの責任をもって参画してゆこうというひとびと」(鷺田清一)など、様々な定義がなされている。松下によるものも含めこれらの定義に共通するのは、市民を規範概念として捉えていることだ。

規範概念であるとは、市民が経験概念ではなく一般概念であることを意味する。つまり、上記の定義のような市民が必ずしも実在するわけではないということだ。松下はこの点について、市民は「自由・平等という日常感覚、自治・共和という政治文脈を想定して、かくありたいという、私たちの可能性としての『規範人間型』にとどまるといわざるをえません」としたうえで、「市民の成熟は永遠に未完の課題」だと述べている。

松下は、あらゆる人は①普通人としての市民、②専門家としての職業人、③サラリーマン化して収入をうるための労働者——という三面性を持っているという。人々は24時間365日、市民ではありえない。生活をめぐって問題解決が必要になった時には市民となって活動に取り組み、その問題が解決されれば「市民はまた『日常』にもどり、政治からの一時引退」となるのだ。

篠原一もまた、米国の政治学者ダールが打ち出した「それなりの市民 (adequate citizen)」という用語を用いて同様の認識を示している。彼は、現代社会が直面する問題の複雑さを考えれば、人々に完全な判断を求めることは困難であると述べる。例えば、現代社会は科学技術が生活に深く入り込み、分業化・専門化が進んでいる。ある分野の専門家もその他の分野では素人にならざるをえない。そのため、完全な市民を想定していたら市民など存在しなくなってしまうとして、「それなりの市民」で十分だとする。それは「問題の発生したときに政治に参加し、またそれは継続して行くものでなくともよく、また参加するときもパートタイム的であればよい」存在だ。

(2) 制度的手当での限界

とはいえ、大多数の人が市民参加に無関心であるのが日本の現状だ。その状況を別の言い方で説明すれば、日本には「それなりの市民」もほとんどいないということだろう。では、どうすれば「それなりの市民」が増えるだろうか。その問いは「自治・対話型」参加をいかに促進するか、という問いと実質的に同じだと言っている。

松下はその問いに対する回答も一応用意している。彼は「私たちの政治参加のチャンスひろげるといふ、運動ついで実務のなかからしか、市民性は熟成できません」と述べる。つまり、自治体政治への主体的参加の経験を通して人々は「それなりの市民」になるというのだ。

他にも、例えば広井良典は、日本では今後コミュニティの存在が重要になるとの議論の中で、「いわば住んでいる市や街あるいは地域を一種の『カイシャ』(コーポレーションとしての都市)と見立てて、そこへの帰属意識や“愛着”をこれまでよりも強くもつと同時に、それがよりよい姿になっていくように積極的に参加していく」ことで市民意識を現代的なカタチで実現することが可能になるのではないか、と述べている。

「それなりの市民」になるためには地方自治に参加すればいいという論理は、頷けるものがある。だが、大多数の人々が市民参加に無関心である日本の現状に照らし合わせると、その論理は出口のない循環論法に陥ってしまう。人々が「自治・対話型」参加に加わるようにするためには、「自治・対話型」参加に加わればいいと言っているに等しいからだ。

そんななか、より具体的な制度論にまで踏み込んだ興味深い提言をしているのが、神野直彦と澤井安勇だ。彼らのいう「対話を基本としながら生活できる分権的市民社会」とは、本稿での「自治・対話型」参加が広く行われている社会と同じ意味だと考えていいだろう。その実現のために彼らは総合的な政策のパッケージの導入を訴える。その内容は、複数の人々の参加による連帯的活動についてきわめて簡便な手続きで法人化を認めることや、そういった法人に対して資金や人材育成のノウハウが提供される方策の導入である。

彼らの提言は2004年に出されたものだ。その後、NPO法人制度や公益法人への寄附税制の見直しなどの施策は実行されている。現在の仕組みではまだ不十分だといえればそれまでだし、これらの施策の効果についてはより長い目で見る必要があるだろう。ただ、それでも神野らが思い描く「対話を基本としながら生活できる分権的市民社会」が、そういった制度的な手当ての結果として実現するかは疑念を抱かざるを得ない。必要条件ではあるかもしれないが、十分条件とはいえないのではない。

なぜなら彼らの念頭にある理想の社会像は欧米諸国をモデルにしたものだからだ。欧米と日本では民主主義の成り立ち方が同じではない。ならば、文化や人々の意識といった制度外の問題にも目を向けなければならないだろう。今後の考察を先取りして書けば、それが公共圏と呼ばれるものである。

4. 公共圏とは

(1) ヨーロッパの公共圏と市民

公共圏という概念に光を当てて、社会構造を説明する概念として有効であることを示したのは、ハーバーマスだ。そこで公共圏に関するハーバーマスの理論について、花田達朗が『公共圏という名の社会空間』において示した解釈に依拠して整理する。

まず公共圏という用語について確認しておく。ハーバーマスの主著『公共性の構造転換』の原書の書名は『Strukturwandel der Öffentlichkeit』。つまり、日本では“Öffentlichkeit”というドイツ語に「公共性」という訳語を与えたわけだ。それに対して、花田は「公共圏」という訳語を新たに当て直した。花田は「公共圏」を次のように定義づけている。

「公共圏とは、言説や表象が交通し、抗争し、交渉しつつ、帰結を生み出していく、そういう過程が展開される社会空間のことであり、同時にそれは公的ないし公共的(略)、ある理念の運動が投影される社会空間のこと」

ヨーロッパに出現したこのような社会空間の原型をハーバーマスは「文芸的公共圏」と呼んだ。具体的にはコーヒーハウスやサロンや会食クラブといった場であり、そこに集ったのは、私有財産を持ち、教養を身につけたブルジョア階級の人々だった。彼らは文学や絵画など芸術について批評しあった。

文芸的公共圏が発展するかたちで生まれたのが、18世紀に入って形作られた政治的公共圏だ。彼らが批評する対象は芸術から政治的な問題へと拡大した。文芸的公共圏と政治的公共圏はともに、市民的公共圏と括られる⁽¹⁾。だが、この意味での公共圏はやがて衰退していく。それが『公共性の構造転換』のなかでハーバーマスが論じたことだ。公共圏は権力による操作的なパブリシティと広告宣伝という機能を果す空間へと変質してしまった。

彼は、東欧の民主革命を受けて1990年に発表した同書の改訂版の序章でこの理論に修正を施した。資本市場などの経済領域は含まれないという新たな市民社会論を展開し、政府と市民社会の二元論を否定して「政府・市場・市民社会」の三元論を唱えた。ここで再定義された市民は、富を持った特権的なブルジョア階級の人々ではなく、より広範な一般の人々だった。

ハーバーマスは、彼ら市民による討議によって失われた公共圏を再形成するという新たな方向性を示した。彼はその討議によって得られたコンセンサスが実際の政策に反映されることで社会に秩序が生まれると考えた。逆に言えば「実質的な討議を欠いた多数決、市民を無視したエリートの決定は合法性の形をとっても、市民からは正統とは認められない」と考えたのである。

ここでひとつの素朴な疑問が浮かび上がってくる。日本には果たして、公共圏があったのだろうか。

(2) 日本に公共圏はあったか

公共圏はハーバーマスの発明品でも専売特許でもない。花田によれば、ドイツ語の“Öffentlichkeit”は一般に馴染みのない学術用語ではなく「日々の新聞紙面やテレビニュースに必ず登場し、人々の口にもよく上る言葉」だという。一方で、日本にはその概念に対応するものが存在しないと述べている⁽²⁾。

ヨーロッパ近代が産出した「自由にして民主的な社会」の審級のひとつとしての公共圏、これを日本社会は果して持っているだろうか。(略)我々は市民社会の制度としての「市場」、つまり「経済的」社会空間の存在については疑いを挟むことはこれまではなかったとあってよいだろう。しかし、ドイツ語文化圏では「公共圏」という名で呼ばれてきた「文化的」・「政治的」社会空間の存在については、共通の知覚が過去にあったとはいえないし、そして現在もあるとはいえない。

代議制民主主義の機能不全と人々の政治不信は、日本や欧米諸国など先進的な民主主義国で共通して起きている現象だ。ただ、その処方箋として、ヨーロッパでの取り組みを模倣した手法は、日本では有効ではないのではないのか。そう述べた理由はもう明らかだろう。日本人は公共圏という社会空間を持った経験がないからだ。いまだか

つて持ったことのないものを「再生」することなどできるわけがない。

とはいえ、「自治・対話型」参加の実現のためには、何らかの公共空間の生成が求められることは間違いない。「自治・対話型」参加のうち、「対話」とはまさしく、人々が集まって地域の問題について話し合うことである。そのためには公共圏が必要とされる。そういった公共空間が存在し効果的に利用されている状況こそ、まさに「自治・対話型」参加が実現している状況といえる。であるなら、ヨーロッパとは異なる日本の歴史的な脈の中からは、日本社会に適した公共圏を生み出す必要がある⁽³⁾。詳細な考察は本稿では省くが、それは地縁共同体と混合した性格の公共空間になると考えられる。したがって、共同体の再生と公共圏の生成が車の両輪として一体的に取り組みられることが求められる。

5. 日本で公共圏が生成される条件

(1) 共通基盤が消失した時代

日本型の公共圏の生成は共同体の再生と一体化して取り組む必要があるものだと分かった。それは具体的にどうすれば可能だろうか。共通基盤の消失という現代社会の特徴を補助線として用いながら考えたい。

イギリスの社会学者 A・ギデンズによれば、再帰的近代である現代とは、人々がかつては自明のこととして共有していた社会的な前提が消失した時代である。科学技術の進歩などに伴い、伝統や風習は失われた。もちろん個人レベルでは、大切に守っている伝統や風習もあるだろう。ここで問題なのは、どの伝統を守るかということを一一人ひとりが選択する必要があるということだ。そのことを政治学者の宇野重規は「伝統そのものの多様化、あるいは相対化」と表現する。いわば、その社会の共通基盤が消失している状況である。

伝統や風習は時には、個人の自由を阻害する前近代的なものとして否定的に捉えられ、その束縛から解放されることが進歩であると考えられてきた。共通基盤の消失は、その意味では、好ましい変化のはずだった。だが、現実として共通基盤が失われた社会では、新たな問題が生み出されている。そのような社会では「何が他人にとって迷惑か」ということもはや自明でないからだ。個々人のプライバシーはどの程度尊重されるか、地域の規則は人々をどこまで縛ることが許されるか、誰もが無条件で受け入れられるルールはない。

それらのルールを設定を行政に委ねているのが、日本の都市部の現状である。地縁共同体が崩壊していくなかで、利害の調整は住民同士という水平の関係ではなく垂直の関係に代わったわけだ。宮台真司はその現象を「法化社会」と呼ぶ。彼によると、日本社会は 70 年代後半からその方向に舵を切った。その頃から「それまで社会が解決していた問題に、国家権力の呼出線が使われるようになった」⁽⁴⁾ という。

だが、それでは結局、制度化が困難な問題は放置され、制度からこぼれた個人は救われない。老老介護、幼児虐待、夫婦間のドメスティック・バイオレンスなどの問題は、そういった事例と捉えることもできる。

ここで公共圏の生成という抽象的で掴みどころのない問題を、地域のルールというレベルでの共通基盤の形成と言い換えれば、具体的な策が見えてくるのではないか。

(2) 情報の重要性とメディアの役割

共通基盤を形成するための話し合いが行われるには、人々の間で情報が共有されることが不可欠である。難しい話ではない。人々を話し合いへと誘引するためには、話し合う必要がある問題の存在がそもそも知られていなければならない。そうでなければ、話し合おうという意識すら生まれにくいからだ。つまり、地域が直面している問題を人々が共有することが、公共圏が生成するための必要条件なのだ。

そもそも情報として提供されることによって初めて、世の中の事象は対処すべき問題として社会化される。ベックは「環境問題が政治的に大いに取り上げられたり、社会運動やサブカルチャーがはやったり、衰退したりすることからわかるように、大衆が社会問題を政治的に認識しうるかどうかにあたって、情報は重要な意味を持つ」と述べている。

情報には、人々の関心を喚起する役割もある。関心を喚起するということは、別の言い方をすれば、その人が当事者意識を持つように仕向けるということだ。日本に住んでいれば、誰もが納税者であり行政サービスの受益者である。その意味では、全ての人が本来は自治体政治の「当事者」だ。だが、それと当事者意識を実際に持っているかどうかは別の話である。そして、生活に直接的に関係する事柄と公的な課題がほぼ重なり合う基礎自治体レベルの政治は本来、人々が最も当事者意識を持ちやすい政治の単位であるはずだ。にもかかわらず、多くの人が自治体政治に当事者意識を持っていない。そこに代議制民主主義の構造的な問題があると考えられる。

どうすればいいか。答えはある意味で単純である。必要な情報を人々に伝達すればいい。その役割を担うのがメディアである。ハーバーマスも公共圏の再生にあたっては、機能としてのジャーナリズムの主たる担い手であるメディアが重要な役割を果たすと考えている。

6. 結論と課題

では、公共圏の生成に資する情報とはどのようなもので、それを提供するメディアに求められる条件とは何だろうか。本稿の元になった筆者の修士論文では、ヨーロッパにおける公共圏とメディアの関係や日本に現存する様々なメディアの特徴を概観して、それらの条件を抽出した。紙幅に余裕がないのでその詳細は割愛するが、最終的に導き出された条件は、①基礎自治体に立脚していること、②活字主体であること、③情報の出し手が相応の専門性を持つこと、④経済的な支え手が市民であること——の4つだった。この条件を満たすメディアを「自治・対話型メディア」と名付けた。

論文ではさらに、「台東区民新聞」「小金井市民新聞」「稲毛新聞」という基礎自治体の政治情報を継続的に報道している地域紙の実態を調査した。それと4条件を照らし合わせることで、「自治・対話型メディア」が地縁共同体が消失した大都市圏でも経済

的に存続する可能性があることを明らかにした。とはいえ、その可能性はあくまでも机上の計算に基づくものであり、現実問題としては相当の困難が伴うものであることも分かった。

ただ、そもそもメディアの存在は「自治・対話型」参加を促進するための様々な要素のひとつに過ぎない。「自治・対話型」参加の促進のためには制度面、非制度面の双方で様々な取組が求められるだろう。地方分権と地方自治の仕組み作りを一層進める必要があるし、企業におけるワークライフバランスの施策の推進も重要な課題だ。インターネット空間における公共圏生成の可能性も検討すべきテーマだ。本稿での考察を踏まえて、「自治・対話型」参加推進のための方策を今後はメディアとは異なる切り口からも研究していきたい。

■ 註

- (1) ここでいう市民とは、松下らが言う規範概念としての市民とは違う意味だ。それはブルジョアと強く結びついた市民概念である。
- (2) 花田は一方で、網野善彦が概念化した「無縁」「公界」といった概念に着目し「ハーバーマスの市民的公共圏論と網野の『無縁・公界・楽』論の間には、後者に歴史的過程の複雑性が付きまとうものの、動機と論理において確かにある種の親近性が認められる」とも述べている。日本にもある種の公共空間はあったと考えられる。
- (3) 日本とヨーロッパでは個人と共同体の関係が異なることは多くの識者が指摘している。河合隼雄は、ヨーロッパの文化が何かと何かを分けていく文化で、その結果個人が登場するのに対し、日本は融合する文化だと述べている。内山節によれば、日本の伝統的な精神の習慣では人間は個性に還元されるものではなかったという。阿部謹也は、その世間論のなかで、世間の特徴の一つは個人がいないことであり、日本でヨーロッパ流の個人意識を追求することは止めた方がいいと提言している。
- (4) 宮台がここで言う「社会」とは地縁共同体という意味である。ヨーロッパのような公共圏（市民社会）が機能していたということではない。

■ 参考文献

- 東浩紀・宮台真司、2010『父として考える』（日本放送出版協会）
A・ギデンズ（松尾精文・立松隆介訳）、2002『左派右派を超えて』（而立書房）
U・ベック（東廉・伊藤美登里訳）、1998『危険社会』（法政大学出版局）
宇野重規、2010『〈私〉時代のデモクラシー』（岩波書店）
小沢隆一、2003「民主主義と公共圏」森英樹編『市民的公共圏形成の可能性』（日本評論社）
蒲島郁夫、1988『政治参加』（東京大学出版会）
篠原一、2007『歴史政治学とデモクラシー』（岩波書店）
篠原一、2004『市民の政治学』（岩波書店）
神野直彦・澤井安勇編著、2004『ソーシャル・ガバナンス』（東洋経済新報社）
高島通敏編、2003『現代市民政治論』（世織書房）
花田達朗、1996『公共圏という名の社会空間』（木鐸社）
平野浩、2007『変容する日本の社会と投票行動』（木鐸社）
広井良典、2009『コミュニティを問いなおす』（筑摩書房）
松下圭一、2007『市民・自治体・政治』（公人の友社）
山口定、2004『市民社会論』（有斐閣）
鷲田清一、2010「市民が「市民」になるとき」『アステイオン』72号